平成27年

第4回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり2件の訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成27年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

## 訴えの提起に関する調書

番	住 所	請求額	支払督促申立日	督促異議	訴えの提起の
号	氏 名	申立費用	(注)	の申立日	専決処分の日
1	****	255, 552円	平成27年10月21日	平成27年10月27日	平成27年11月2日
	**** (債務者)	3,464円			
2	****	230,000円	平成27年10月21日	平成27年11月9日	平成27年11月12日
	**** (債務者)	3,464円			

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に 訴えの提起があったものとみなされることとなる。